

当事者目線の障がい福祉の将来展望について

参 考 資 料

（第1回委員会の参考資料からの抜粋）

令和3年10月20日

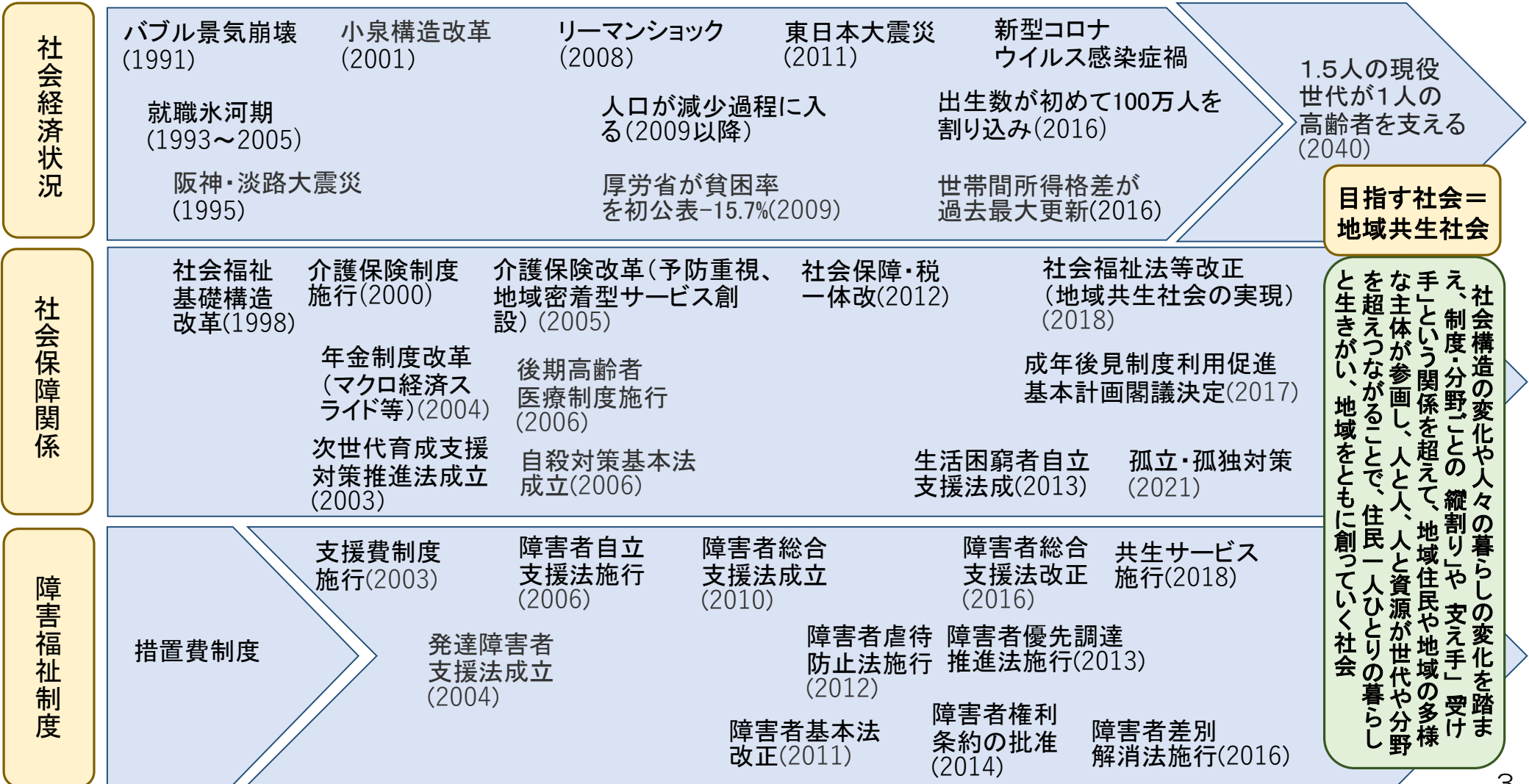
神奈川県 福祉子どもみらい局

目 次

1. 障がい福祉施策等の動向
2. 令和2年度厚生労働白書－令和時代の社会保障と働き方を考える－（概要）
3. 自治体戦略2040年構想研究会 第2次報告
4. かながわグランドデザイン 第3期実施計画（2019-2022）
5. 神奈川県内の総人口の将来推計
6. 神奈川県内の年齢3区分別の将来人口推計（中位推計）
7. 神奈川県内の世帯の将来推計
8. 神奈川県内の障がい者数の推移
9. 神奈川県内の指定障害福祉サービス等の利用状況

障がい福祉施策等の動向

- 平成に入りバブル経済が崩壊し経済は長期低迷、少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革が進められた
- 障がい分野は、社会福祉基礎構造改革により、介護サービスと同様に措置から利用契約制度へと舵が切られたが、財源の裏付けが脆弱だったため、一部費用負担を利用者に求め個別給付を全て義務的経費とする障害者自立支援法の成立につながった
- 今日、地域包括ケアシステムの考えを基底に、対象別(高齢・児童・障害・困窮者)の施策ではなく、「自助・互助・共助・公助」のベストミックスというべき地域共生社会を標榜する施策が注目されている



目指す社会＝
地域共生社会

令和2年版 厚生労働白書 一令和時代の社会保障と働き方を考える一(概要)

(平成30年度・令和元年度厚生労働行政年次報告)

- 令和2年版の厚生労働白書は、「令和時代の社会保障と働き方を考える」をテーマとして、平成の30年間の社会の変容と2040年にかけての今後の20年間の変化の見通しを踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を含め、今後の対応の方向性等として、①人生100年時代に向けて、②担い手不足・人口減少の克服に向けて、③新たなつながり・支え合いに向けて、④生活を支える社会保障制度の維持・発展に向けて、⑤デジタル・トランスフォーメーション(DX)への対応、について提示している

【今後の対応の方向性】

① 人生100年時代に向けて

- ・ 平均寿命は、平成30年間に約5年伸び、さらに2040年にかけて約2年伸びる見通し。2040年時点で65歳の人は、男性の約4割が90歳まで、女性の2割が100歳まで生きると推計され、「人生100年時代」が射程に
- ・ 健康寿命の延伸とともに、ライフステージに応じてどのような働き方を選ぶか、就労以外の学びや社会参加などをどのように組み合わせていくかといった生き方の選択を支える環境整備が重要に

② 担い手不足・人口減少の克服に向けて

- ・ 今後、本格的な人口減少が進む中で、就業者を始めとする「担い手」の減少を懸念。女性や高齢者の就業率の一層の向上とともに、働く人のポテンシャルを引き上げ、活躍できる環境整備が必要
- ・ 特に、医療福祉従事者は2040年には最大1,070万人(就業者の約5人に1人)に増加の見通し。健康寿命の延伸等の取組とあわせて、医療福祉現場の生産性を上げることで、より少ない人手でも現場が回っていく体制を実現していくことが必要
- ・ 担い手不足が生じる根本的な原因は少子化の進行。長期的な展望に立って 総合的な対策を進めることが必要

③ 新たなつながり・支え合いに向けて

- ・ 平成の30年間で、三世帯世帯が約4割から約1割に減少するなど、世帯構造は大きく変化。「日頃のちょっとした手助けが得られない」や「介護や看病で頼れる人がいない」など、生活の支えが必要と思われる高齢者世帯は、過去25年間で3.5倍程度増加。今後25年間でさらに1.5倍程度増える見込み
- ・ 「地縁、血縁、社縁」の弱まりの一方、ボランティア等によってつながる「新たな縁」や、支え手・受け手といった枠を超え、支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実践も拡がりつつある。人口減少による地域社会の縮小が見込まれる中で、新たなつながり・支え合いを構築することが必要

④ 生活を支える社会保障制度の維持・発展に向けて

- ・ 平成の30年間の社会保障制度改革は、①機能の強化と②財政面の持続可能性の強化の2つの軸で実施されてきた。
- ・ 今後は、3つの方向性(①人生100年時代、②担い手不足・人口減少、③新たなつながり・支え合い)に沿った改革、特に、担い手不足・人口減少の観点からサービス提供面を含めた持続可能性の強化が重要に。デジタル・トランスフォーメーション(DX)への対応も不可欠に。
- ・ 「ポスト・コロナ」の社会も展望しつつ、社会保障制度改革について、国民的な議論を深めていくことが必要

令和時代の社会保障と働き方の方向性

(高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えて)

人生100年時代

- ・健康寿命の延伸
- ・生涯現役の就労と社会参加

担い手不足・人口減少の克服

- ・就業率の一層の向上
- ・働く人のポテンシャルの向上と活躍
- ・医療・福祉サービス改革を通じた生産性向上
- ・少子化対策

新たなつながり・支え合い

- ・総合的なセーフティネットの構築
- ・多様な担い手が参画する地域活動の推進
- ・経済的な格差拡大の防止

生活を支える社会保障制度の維持・発展

- ・機能の強化
- ・持続可能性の強化 (サービス提供面、財政面)

デジタル・トランスフォーメーション(DX)

+

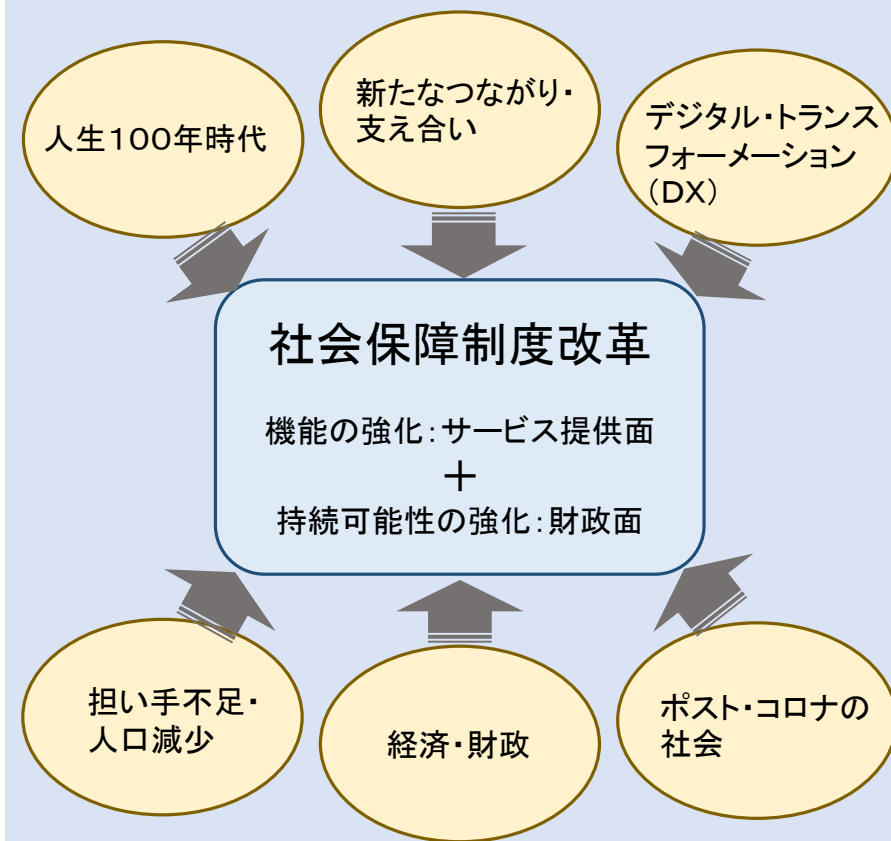
(新型コロナウイルスの影響)

- ・3つの「密」を避ける新たな生活様式の拡がり等、国民生活、社会・経済の様々な面に大きな影響

- ・テレワーク等の新しい働き方、オンラインを活用した診療や行政手続き、アウトリーチによる新しいつながりが進展

- ・今後、産業構造、国土構造、地域社会のあり方、経済・財政等に中長期の構造変化が想定される

今後の社会保障制度改革を考える視点



自治体戦略2040構想研究会 第二次報告

～人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう築くか～

経緯

平成29年10月、総務大臣主催の研究会（総務省自治財政局が事務局）として、「自治体戦略2040構想研究会」が立ち上げられ、①2040年頃の自治体が抱える課題の整理、②住み働き、新たな価値を生み出す場である自治体の多様性を高める方策、③自治体の行政経営改革、圏域マネジメントのあり方等について、月1回程度ペースで議論が行われ、平成30年4月に第一次報告が、平成30年7月に第2次報告がまとめられた

総務省は、この研究会を、「今後、我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供する必要がある、多様な自治体行政の展開によりレジリエンス（社会構造の変化への強靱性）を向上させる観点から、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックカスティングに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的」として開催することとしたとしている

提案の主な内容

- I 自治体戦略2040構想における新たな自治体行政（OS）の基本的方向性
 - ...自治体も持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォームであり続けなければならない...
 - ...自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保することによって、...人々の暮らしやすさを保障していく必要...
 - ...若年層の減少により、経営資源としての人材の確保がより厳しくなる中、公・共・私のベストミックスで社会課題を解決...
- II 2040年頃を見据えた自治体行政の課題
 - 1 スマート自治体への転換
 - ...自動化・省力化、情報システムの共通化、自治体間の業務プロセスの共有化、AI・RPAの活用等
 - 2 公共私による暮らしの維持
 - 〈公共私プラットフォーム・ビルダーへの転換〉
 - ...公共私機能低下に対応し、新しい公共私相互間の協力関係の構築により、暮らしを支えていくための対策を講じる必要...
 - ...支え合いの基盤となる主体（地域運営組織等）が継続的に活動できるように、人材、資金、ノウハウをいかに確保するか...
 - 〈大都市部における地域課題の解決〉
 - 〈地方部における地域課題の解決〉

かながわグランドデザイン 第3期実施計画(2019-2022)

○ 県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2007(平成19)年に「神奈川力基本構想」及び「神奈川力構想・実施計画」を策定し、将来の人口減少を見据えた着実な備えを進めてきた。2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災や福島県第一原子力発電所の事故を踏まえ、県民への新たなメッセージを「基本目標」として掲げるとともに、社会環境の変化により対応が必要となった課題を踏まえて「基本構想」を見直し、「かながわグランドデザイン 基本構想」としてとりまとめ、計画的に見直しをしている。

基本理念：「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する ⇒ 基本理念をもとに、2025年を展望し、その実現をめざす

【2025年にめざすすがた(健康・福祉)】

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、その人らしく、生き生きとした生活をおくることができる地域社会の実現をめざす。
- 保健・医療・福祉にかかわる多様な担い手のネットワークのもと、必要なときに必要なサービスが提供され、誰もが安心して、健康に過ごすことができる地域医療体制の整備や保健・医療・福祉人材の確保・定着を図る。

【政策の基本方向】

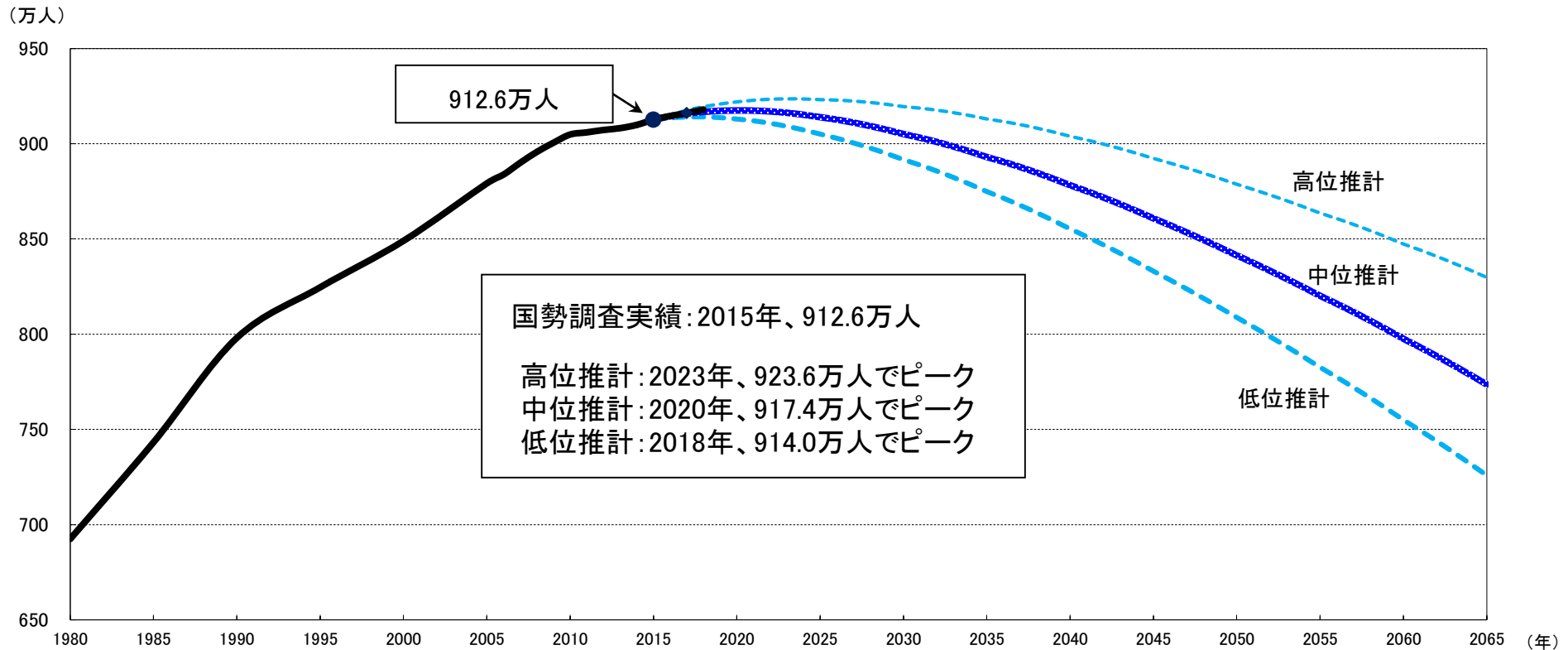
- ①ともに生き支えあう地域社会づくり
 - ・ 身近な地域で保健・福祉サービスを利用できるしくみづくり
 - ・ 多様な担い手と連携し、誰もが孤立せず、支え合い、ともに生き、自立して自分らしく過ごすことができる地域社会づくり
 - ・ 高齢者や障がい者を支える権利擁護の取組推進
- ②高齢者を標準とするしくみづくり
- ③障害者が地域で安心してらせるしくみづくり
 - ・ 福祉サービスの充実や相談・支援体制の整備
 - ・ 就労・社会参加の促進
 - ・ 障害の有無にかかわらず、安心して生活できるしくみづくり
- ④地域における保健・医療体制の整備
- ⑤保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着

【具体的な取組み:第3期実施計画】

- 柱Ⅰ 健康長寿 プロジェクト4：障がい児・者**
～誰もがその人らしくらせる地域社会の実現に向けて～
- A 障がい者の意思決定支援及び障がい児・者の生活を支える人材の育成やサービスの充実を図る
- ・ グループホームなどのくらしの場の確保
 - ・ 地域包括ケアシステムの推進
 - ・ 意思決定支援の推進、相談支援専門員の養成確保 等
- B 情報、移動、就労などの各分野で社会参加を妨げる様々な障壁の排除
- ・ 権利擁護と虐待防止
 - ・ 就労相談や訓練などの就労支援、多様な活動の場の確保
- C 障がい児及び障がい児・者に対する理解促進
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

神奈川県総人口の将来推計

- ・ 神奈川では、2014年に1958年の調査開始以降初めて死亡者数が出生者数を上回る自然減となり、その後も減少幅は拡大している。一方、転入者数が転出者数を上回ることによる社会増は継続しており、神奈川の人口は引き続き増加している。
- ・ 県では、2015年の国勢調査を踏まえ、高位、中位、低位の3つのケースを設定した将来人口推計を行った。将来人口は、高位と低位の範囲内で推移していくと予測しており、神奈川の総人口は2020年頃にピークを迎え、その後減少していくと見込まれている。

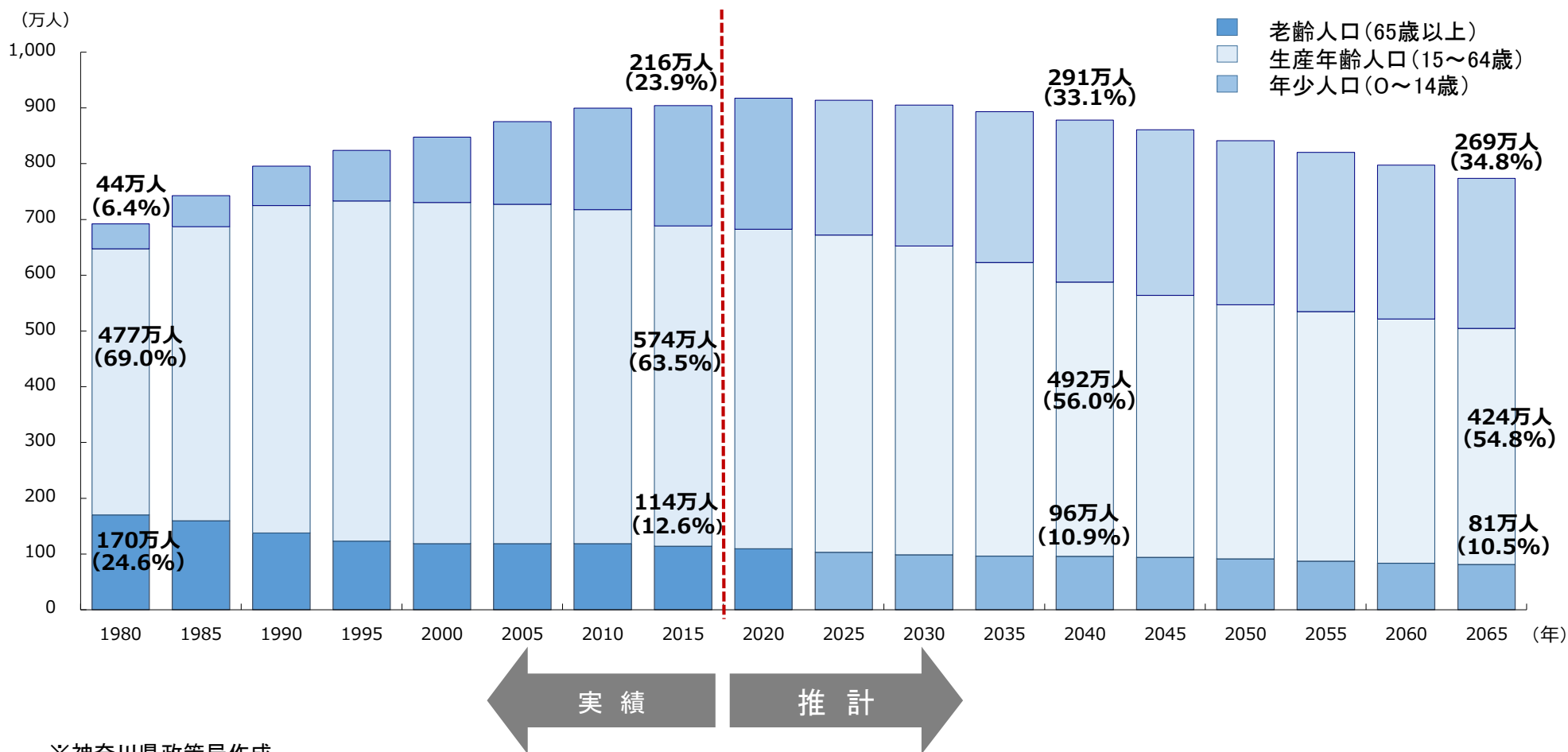


- ※ 出生率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年4月)」の出生率をもとに、神奈川県の出生率を設定
- ※ 将来の転入と転出によって生じる社会増減の程度に応じて、高位・中位・低位の3つのケースを設定して推計
- ※ 神奈川県政策局作成

神奈川県の高齢化率(65歳以上人口の占める割合)は、2013年1月に21.7%となり、超高齢社会(※)に突入し、2015年には23.9%となっている。

県の将来人口推計(中位推計)では、高齢化率が2040年には33.1%、2065年には34.8%になることが見込まれている。

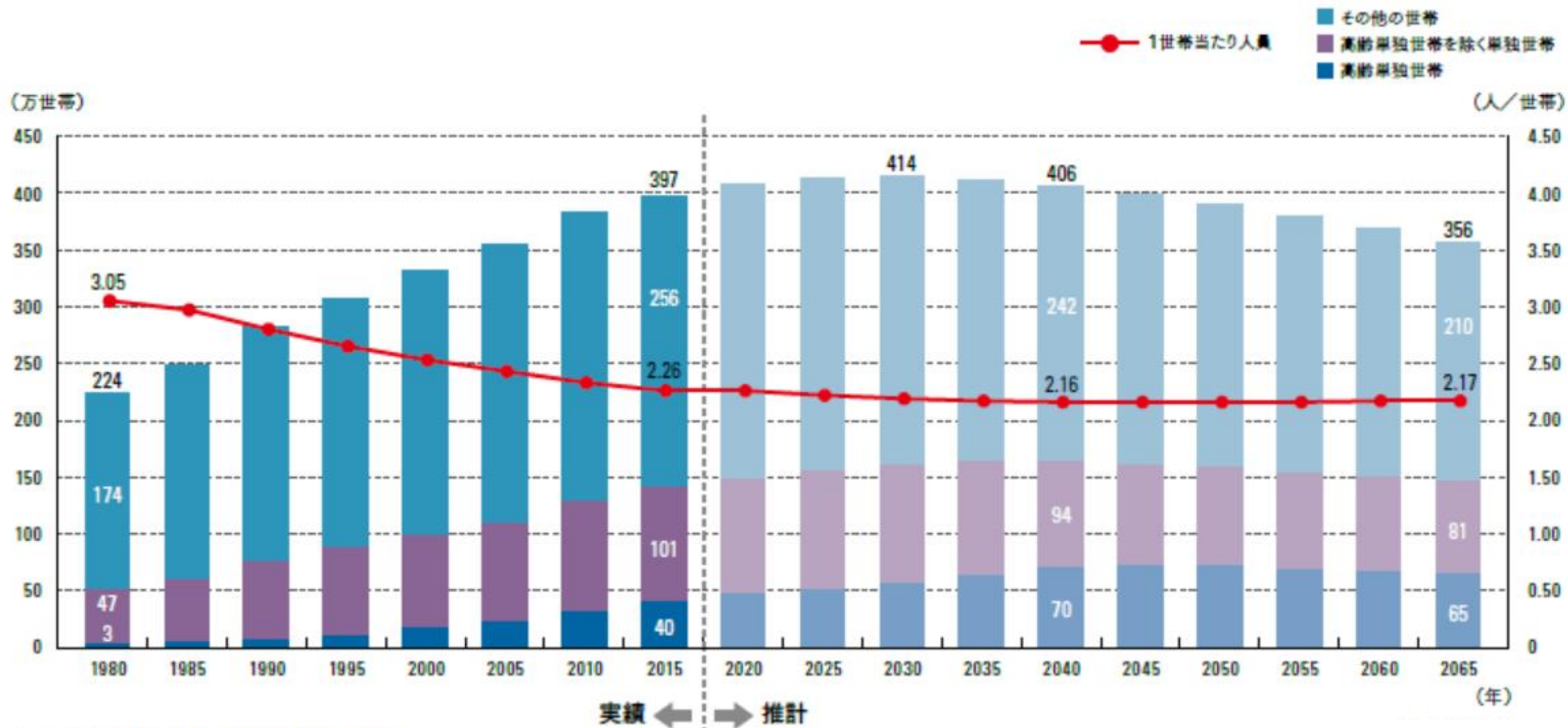
※ 高齢化の状況を表す言葉として、国連の世界保健機関(WHO)では、高齢化率(国や地域の人口における65歳以上人口が占める割合)により、「高齢化社会」は高齢化率7%以上14%未満、「高齢社会」は14%以上21%未満、「超高齢社会」は21%以上と定義している。



※神奈川県政策局作成

神奈川県内の世帯の将来推計

- 神奈川の家帯数は、2015年には397万世帯となり、増加が続いている。県の将来世帯推計では、2030年頃にピークを迎えると思込まれている。家族類型別に見ると、単独世帯などが増加しており、特に一人暮らしの高齢者の世帯が大幅に増加していくことが予測されている。

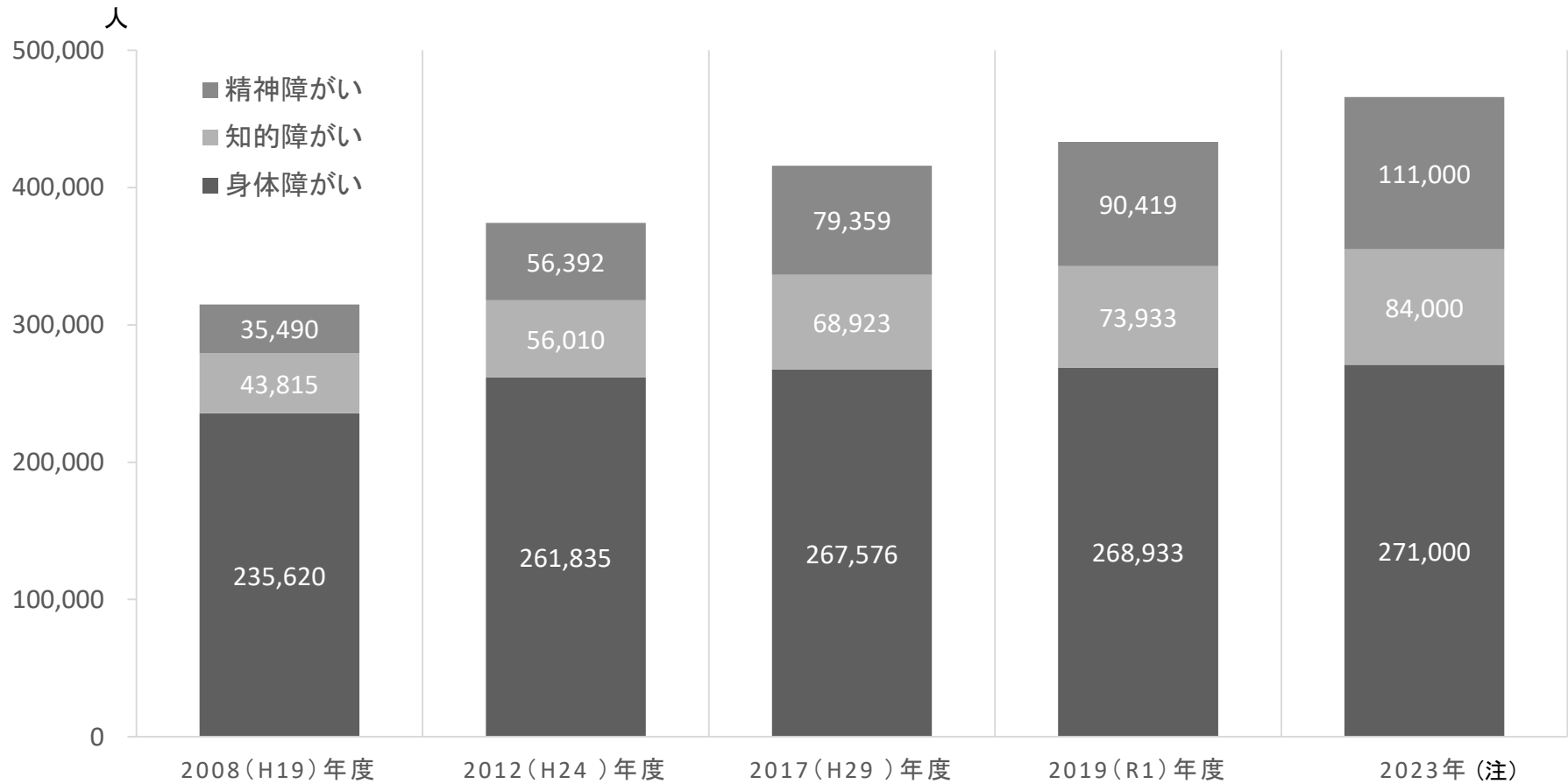


※ 2015年までの実績値は、総務省統計局「国勢調査」による

※ 2045年以降は参考値

※ 神奈川県政策局作成

神奈川県 の 障がい者数 の 推移



(注)2013年3月から2018年3月までの5年間の県内人口に占める障がい者の比率の伸率から2023年の障がい者の比率を推計し、2023年の県内人口推計値に乗じて算出している。

出典:2019年3月 かながわ障がい者計画

神奈川県内の指定障害福祉サービス等の利用状況

サービス区分		単位	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	令和元年度実績
訪問系サービス	居宅介護等	時間	375,822	378,956	404,964	393,116	417,635
		人	14,828	15,261	16,049	16,088	16,650
日中活動系サービス	生活介護	人	17,031	15,488	15,966	17,406	19,264
	自立訓練(機能訓練)	人	131	134	107	123	133
	自立訓練(生活訓練)	人	408	435	481	562	392
	就労移行支援	人	2,124	2,372	2,656	2,849	2,904
	就労継続支援(A型)	人	1,330	1,526	1,779	1,883	1,969
	就労継続支援(B型)	人	8,948	9,665	10,315	11,150	11,437
	就労定着支援	人	—	—	—	656	1,223
	療養介護	人	708	763	791	815	836
	短期入所	人日	20,547	20,522	20,673	22,166	20,774
人		3,546	3,708	3,836	4,276	3,732	
居住系サービス	自立生活援助	人	—	—	—	3	27
	共同生活援助	人	7,294	7,968	8,148	8,748	9,442
	施設入所支援	人	5,049	5,000	4,888	4,878	4,803
指定地域相談支援	地域移行支援	人	59	49	60	63	173
	地域定着支援	人	39	32	55	77	401
指定計画相談支援	計画相談支援	人	9,887	11,193	12,764	16,856	16,846

(注)人数は年間の実人員数である。また、「時間」は1か月あたりの延べ利用時間数であり、「人日」は1か月あたりの延べ利用日数である。